

伊丹市草刈機貸出し要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市環境クリーンセンター（以下「センター」という。）の業務用の草刈機を市民等に貸し出すことにより、市民等が自主的に空き地の雑草を除去することを促進し、もって清潔な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 草刈機の貸出しを受けることができる者は、空き地（伊丹市環境保全条例第2条第17号（昭和46年伊丹市条例第5号）に掲げる空き地をいう。）の所有者、占有者又は管理者で、当該空き地の雑草・枯草の除去を行う者とする。

2 市長は、前項に規定する者のほか、市内の空き地等の雑草・枯草の除去（公益性を有すると市長が認めるものに限る。）を行う者に対しても、草刈機を貸し出すことができる。

(貸出期間)

第3条 草刈機の貸出期間は、貸出日から起算して7日を超えない期間とする。

(借用申請書の提出)

第4条 草刈機の借出しを受けようとする者は、草刈機借用申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(貸出し)

第5条 市長は、草刈機借用申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により草刈機を貸し出す場合においてセンターの業務上の都合により、申請書に記載された貸出し希望期間の一部について草刈機を貸し出すことができないときは、当該貸出し希望期間を短縮して貸し出すことができる。

(貸出料)

第6条 草刈機の貸出料は、無料とする。

(費用負担)

第7条 草刈機の使用に伴う燃料の負担は、草刈機の貸出しを受けた者（以下「借用者」という。）の負担とする。

(借用者の責務)

第8条 借用者は、草刈機を慎重かつ丁寧に取り扱いなければならない。

2 借用者は、草刈機の借用中において、借用者の責により草刈機の破損等が生じたときは、速やかにこれを原状回復し、又は市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

3 借業者は、草刈機を第三者に転貸し、その他本要綱の趣旨に反した使用をしてはならない。

4 草刈機を使用中に事故が発生した場合については、借業者において一切の責任を負うとともに、速やかにセンターに連絡するものとする。

(返還)

第9条 借業者は、借り受けた草刈機を第3条の貸出期間内に返還しなければならない。

2 借業者は、やむを得ない理由で貸出期間内に草刈機を返すことができないときは、当該期間内にその旨をセンターに連絡しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年1月5日から施行する。

(別記様式)

年 月 日

受付番号

伊丹市長 様

草刈機借用申請書

私はこのたび下記の空き地の除草を行いますので、草刈機の貸出しを下記のとおり申請します。

記

1. 対象土地の所在
2. 貸出し希望台数及び期間

| 台数 | 貸出期間 | | 備考 |
|----|------|-----|----|
| 台 | 貸出日 | 月 日 | |
| | 返却日 | 月 日 | |

草刈機の使用にあたっては、

1. 使用前には、必ず安全点検を行います。
2. 周囲に対しての十分な安全確保を図ります。
3. 万一の事故等に関しては、当方の責任において対処します。

以上の事を誓約の上、貸出しを申請します。

住所

氏名

※本人が自署しない場合は、記名押印してください。

電話

| 受付 | 貸付 | 返却確認 |
|----|----|------|
| | | |